３　第一項第四号に掲げる場合のうち次の各号に掲げる場合（漁ろうその他の船外への転落のおそれがある行為を行つている場合を除く。）に講ずる法第二十三条の四十第四項の国土交通省令で定める必要な措置は、前項の規定により乗船する小型船舶に応じて必要とされるものを着用させるよう努める措置とする。

一・二　（略）

４　（略）

（発航前の検査等）

第百三十八条　法第二十三条の四十第五項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　次に掲げる発航前の検査（当該検査の結果に基づく小型船舶の航行の安全を図るために必要な措置を講ずることを含む。）を実施すること。

イ～ハ　（略）

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、小型船舶の安全な航行に必要な準備が整つているかについての検査

二　視覚、聴覚及びその時の状況に適した他の全ての手段により、常時適切な見張りを確保すること。

三　（略）

（再教育講習受講通知の基準）

第百三十九条　法第二十三条の四十一第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二　（略）

（再教育講習の内容）

第百四十条　法第二十三条の四十一第一項の規定による再教育講習は、小型船舶操縦者が遵守すべき事項及び小型船舶の操縦に必要な知識その他の小型船舶の航行の安全に必要な事項の教育を行うものであつて、国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものとする。

（再教育講習を受けることができないやむを得ない理由）

第百四十一条　法第二十三条の四十一第二項の国土交通省令で定めるやむを得ない理由は、次の各号に掲げる理由とする。

一～六　（略）

（操縦試験手数料等）

第百四十四条　（略）

２・３　（略）

４　履歴限定の解除、設備等限定の解除等又は特定漁船能力限定の解除を申請する者が納めなければならない手数料の額は、千二百五十円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合にあつては、千五十円）とする。

５・６　（略）

３　第一項第四号に掲げる場合のうち次の各号に掲げる場合（漁ろうその他の船外への転落のおそれがある行為を行つている場合を除く。）に講ずる法第二十三条の三十六第四項の国土交通省令で定める必要な措置は、前項の規定により乗船する小型船舶に応じて必要とされるものを着用させるよう努める措置とする。

一・二　（略）

４　（略）

（発航前の検査等）

第百三十八条　法第二十三条の三十六第五項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　次に掲げる発航前の検査（当該検査の結果に基づく小型船舶の航行の安全を図るために必要な措置を講ずることを含む。）を実施すること。

イ～ハ　（略）

ニ　イ、ロ及びハに掲げるもののほか、小型船舶の安全な航行に必要な準備が整つているかについての検査

二　視覚、聴覚及びその時の状況に適した他のすべての手段により、常時適切な見張りを確保すること。

三　（略）

（再教育講習受講通知の基準）

第百三十九条　法第二十三条の三十七第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二　（略）

（再教育講習の内容）

第百四十条　法第二十三条の三十七第一項の規定による再教育講習は、小型船舶操縦者が遵守すべき事項及び小型船舶の操縦に必要な知識その他の小型船舶の航行の安全に必要な事項の教育を行うものであつて、国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものとする。

（再教育講習を受けることができないやむを得ない理由）

第百四十一条　法第二十三条の三十七第二項の国土交通省令で定めるやむを得ない理由は、次の各号に掲げる理由とする。

一～六　（略）

（操縦試験手数料等）

第百四十四条　（略）

２・３　（略）

４　操縦免許について付されている設備等限定又は特定漁船能力限定の解除を申請する者が納めなければならない手数料の額は、千二百五十円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して解除を申請する場合にあつては、千五十円）とする。

５・６　（略）